

民法の一部を改正する法律の施行(令和2年4月1日)に伴う契約条項の主な改正点について

1. 債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化

債務者に帰責事由が無ければ損害賠償責任を負わすことができない旨を規定
(改正民法第415条関連)

2. 法定利率の見直し

法定利率の引き下げを契機とした履行遅滞金の率を適正な率に見直し(年10%を採用)
(改正民法第404条関連)

3. 危険負担の見直し

天災等の不可抗力の場合を含め、債務者主義を採用するため協議事項を削除
(改正民法第536条～537条関連)

4. 売主の瑕疵担保責任の見直し

- ①用語の変更；「瑕疵」→「契約不適合」
- ②買主の権利として、従来の「損害賠償」や「契約解除」に加え、「追完請求」、「代金減額請求」を規定
- ③買主は、引渡し後1年以内にその旨の通知が必要なことを規定
(改正民法第562条～564条、第566条関連)

5. 契約解除要件の見直し

債務者の帰責事由がなくても契約解除が可能。ただし、債務不履行が債権者の帰すべき事由によるものであるときは、契約解除ができない旨を規定
(改正民法第541条～543条関連)